

各 位

会 社 名 株式会社北國フィナンシャルホールディングス  
 代 表 者 名 取締役社長 杖村 修司  
 (コード番号 7381 東証プライム)  
 問 合 せ 先 常務執行役員総合企画部長 菊澤 智彦  
 (TEL 076-263-1111)

## 当社及び当社子会社の従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年3月15日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 111,508株
(3) 処分価額	1株につき4,410円
(4) 処分価額の総額	491,750,280円
(5) 割当予定先	当社の従業員 1,779名 108,209株 当社子会社の従業員 60名 3,299株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件としております。

### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年4月28日開催の取締役会において、当社グループ従業員のモチベーション向上並びに企業価値及び株式価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与を目的として、当社グループの従業員に対して譲渡制限付株式付与制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しております。その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会において、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、所定の要件を満たす当社の従業員1,779名及び当社子会社の従業員60名（以下「対象従業員」といいます。）に付与される当社に対する金銭債権の合計491,750,280円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭債権の額は金4,410円）、当社の普通株式合計111,508株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

なお、今般の付与は、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震にて被災した従業員の生活基盤の回復を図り、また、全社員が震災下において業務継続を進める中で、あらゆる面での負担が増加したことに報いるべく、2023年5月8日公表の「中長期経営戦略アップデートおよび2023年3月期決算の概要」（内容は下記URLよりご覧ください。）等において示した目安付与額を超えて付与するものです。

[https://www.hfhd.co.jp/ir/ir\\_briefing/pdf/20230508.pdf](https://www.hfhd.co.jp/ir/ir_briefing/pdf/20230508.pdf)

#### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と対象従業員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

##### （１）譲渡制限期間

対象従業員は、2024年3月15日（払込期日）から2024年3月28日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

##### （２）譲渡制限の解除条件

当社は、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

##### （３）当社による無償取得

当社は、法令、社内規則又は本割当契約の違反、その他当社の取締役会で定める事由に該当した場合、当社は当該株式を無償で取得する。

##### （４）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

##### （５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全部につき、組織再編等効力発生日に先立ち、これに係る譲渡制限を解除する。

### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2024年1月25日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である4,410円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上